



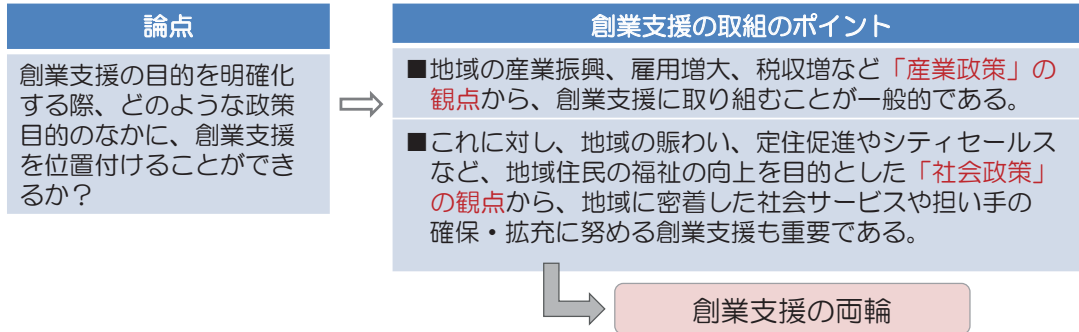
第3章

創業支援の「政策目的」に関する考え方

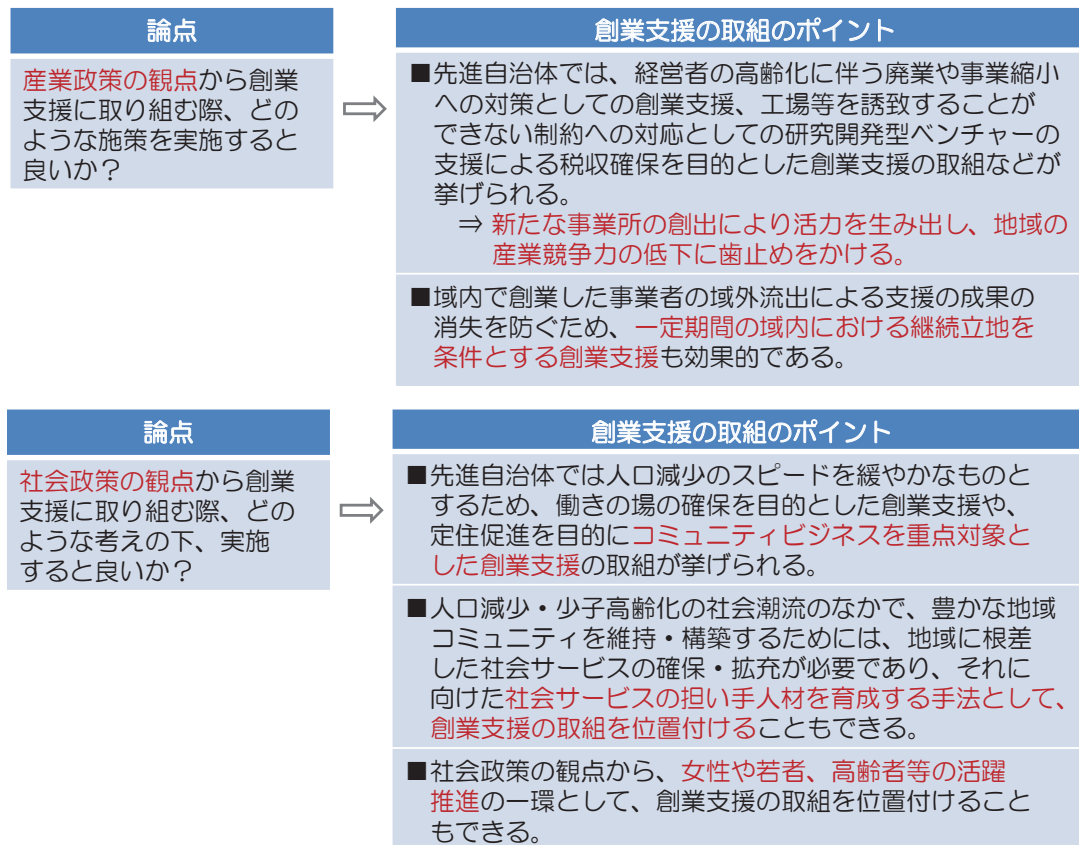
1. 創業支援に関する国の取組
2. 市町村における創業支援の目的
3. 創業支援の成果

第3章のポイント：創業支援の政策目的の設定と成果検証のために

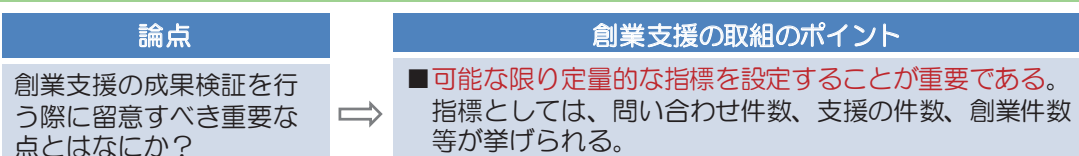
創業支援の政策目的の設定におけるポイント



「産業政策」、「社会政策」の両面での創業支援のポイント



創業支援の成果検証に関する原則



1. 創業支援に関する国の取組

■国が創業支援に取り組む政策目的の多様性

- ベンチャー企業の台頭・成長による経済の再生、産業の構造転換、研究成果の実用化
- 女性活躍の推進、若者・高齢者、外国人などの多様な担い手の確保、働き方の改革
- 農業や医療・介護分野の産業の活性化、産業の担い手の確保
- 地域資源を活かしたビジネスの育成、地域の活性化

■法律に基づく市区町村の創業支援

- 平成 26 年 1 月に施行された「産業競争力強化法」に基づく市区町村の創業支援

(1) 「日本再興戦略」のなかでの創業支援の位置付け

国は日本経済の再生に向け、平成 25 年 6 月に新たな成長戦略として「日本再興戦略ーJapan is BACK」を閣議決定し、これに基づき、「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」、「国際展開戦略」の 3 つのプランを定め、様々な取組を実施してきた。特に創業支援・ベンチャー支援という観点においては、「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率 10% 台（現状約 5 %）」とすることを目指し、「産業の新陳代謝」を通じて収益性・生産性の高い産業への構造転換を図ることが提唱されている。そして、既存企業の変革だけでなくベンチャー企業の台頭を後押しし、ベンチャー企業が成長分野を牽引していく環境を整えることが重視されている。

また、平成 27 年 6 月に示された「日本再興戦略」改訂 2015 では、「“稼ぐ力”を高める企業行動を引き出す」という観点から、「経済社会や産業構造全体に大きなインパクトを与える、ダイナミックなイノベーション・ベンチャーが連続的に生み出される社会」を構築していくことの必要性が謳われている【図表 17】。

図表 17 「イノベーション・ベンチャーの創出」に向けた国の考え

- 国全体の稼ぐ力を高めるためには、既存プレーヤーの生産性の向上だけでは不十分である。失敗を恐れない挑戦こそが称賛される社会的価値観を広げ、経済社会や産業構造全体に大きなインパクトを与える、ダイナミックなイノベーション・ベンチャーが連続的に生み出される社会にしていかなければならない。
- 世界では、米国・西海岸の例に見るように、大学が結節点となって、IT やバイオなどの新たな技術シーズと経営のプロと投資家が結びつき、新技術と新たなビジネスモデルを融合したベンチャー企業が次々と生み出され、それがまた優れた人材と技術と資金を呼び込み、ついには新たな成長企業群を作り出す「ベンチャー創造の好循環」が確立されている拠点が各地に形成されつつある。
- 残念ながら我が国では、こうした好循環が確立できているとは言い難いのが現実である。世界が技術と人材の争奪戦を展開している中であって、これに遅れを取らないためには、我が国においても、大学等の経営に思い切った自由度を持たせ、ビジネス・シーズの創出、人材育成、人脈形成、成長金融の提供などベンチャー創出の苗床としての役割を担えるようにすることは喫緊の課題である。
- 他方、我が国独自のベンチャー拠点の形成にこだわり、それに時間を取られるあまり、グローバルな競争に遅れを取るようなことがあってはならない。我が国の意欲ある企業・人材と世界のベンチャー拠点を架け橋でつなぐことで、「ベンチャー創造の好循環」に直結させ、スピード感を持って、世界の叡智を引き寄せる魅力ある拠点を創り出していかなければならない。

出典)「日本再興戦略」改訂 2015 ～未来への投資・生産性革命～(2015 年)

しかし、日本再興戦略と創業支援との関係を大局的な観点から整理すると、創業や創業支援は、必ずしも産業競争力の強化の文脈のみに位置付けられているわけではない。

【図表 18】に示すように、我が国における創業支援は、研究開発の促進やその先にある実用化の出口としての創業、女性の活躍促進や若者・高齢者などの様々な主体の多様な働き方の一形態としての創業、農業や医療介護分野における新たなサービス創出の一形態としての創業、地域資源の活用の一形態としての創業など、様々な観点・切り口に対応する政策手法として認識すべきものであると考えることができる。

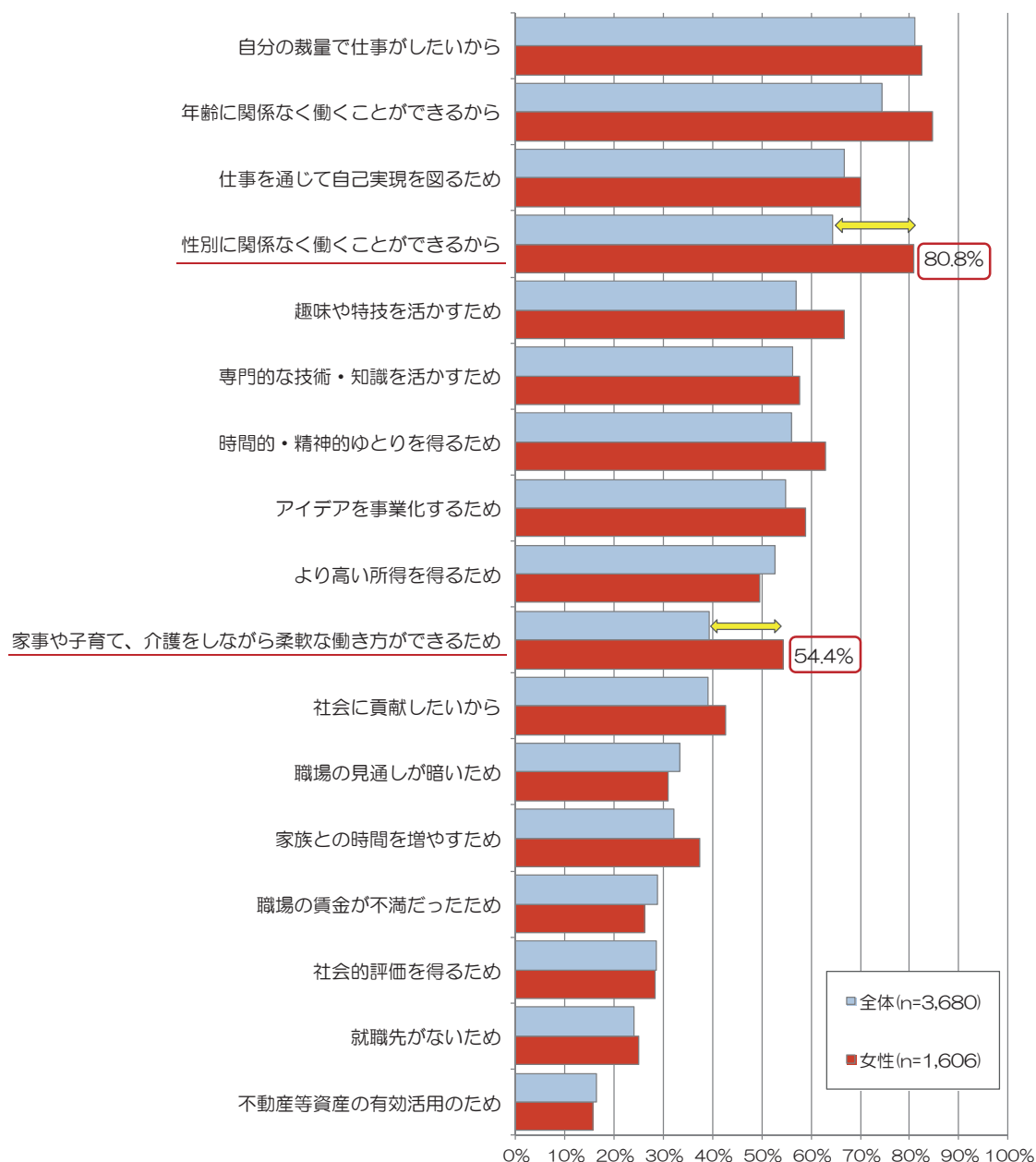
図表 18 「日本再興戦略」と「創業支援」との対応関係

日 本 再 興 戦 略		創業支援との関係	
1.日本の「稼ぐ力」を取り戻す	(1)企業が変わる ⇒ 生産性の向上 / コーポレートガバナンスの強化 / 産業の新陳代謝とベンチャーの加速化	一般	ベンチャー支援
	(2)国を変える ⇒ 立地競争力の強化 / イノベーション・ナショナルシステムと世界最高の知財立国の実現 / 社会的な課題解決に向けたロボット革命の実現	技術	研究開発の促進、実用化 (研究開発型ベンチャー)
2.担い手を生み出す ～女性の活躍促進と働き方改革～	(1)女性の更なる活躍促進	主体	女性の活躍推進の一環としての創業支援
	(2)働き方改革		若者・高齢者等の活躍推進の一環としての創業支援
	(3)外国人材の活用		
3.新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成	(1)攻めの農林水産業の展開	分野	農林水産分野における新たな担い手の活躍支援
	(2)健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供		医療・介護等に関するサービスのイノベーション
4.地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新	(1)地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新	地域	地域資源を活用した付加価値の高いビジネスの育成
	(2)地域の経済構造改革		

資料)「日本再興戦略」改訂 2014 「未来への挑戦」(2014 年)をもとに作成

特に国の成長戦略の一つにも掲げられている「女性活躍促進」という点から創業を捉える場合、【図表 19】に示すように、女性起業家では起業を志した理由として「性別に関係なく働くことができる」、「家事や子育て、介護をしながら柔軟な働き方ができる」を挙げる点に特徴的な傾向がみられる。このことから、「創業」が女性の活躍推進、社会参画の一形態として大きな役割を果たしていると考えることができる。

図表 19 起業を志した理由（女性起業家の特徴）〔MA〕 【全国データ】



注釈) データ出典：中小企業庁委託「日本の起業環境及び潜在的起業家に関する調査」(2013年、三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

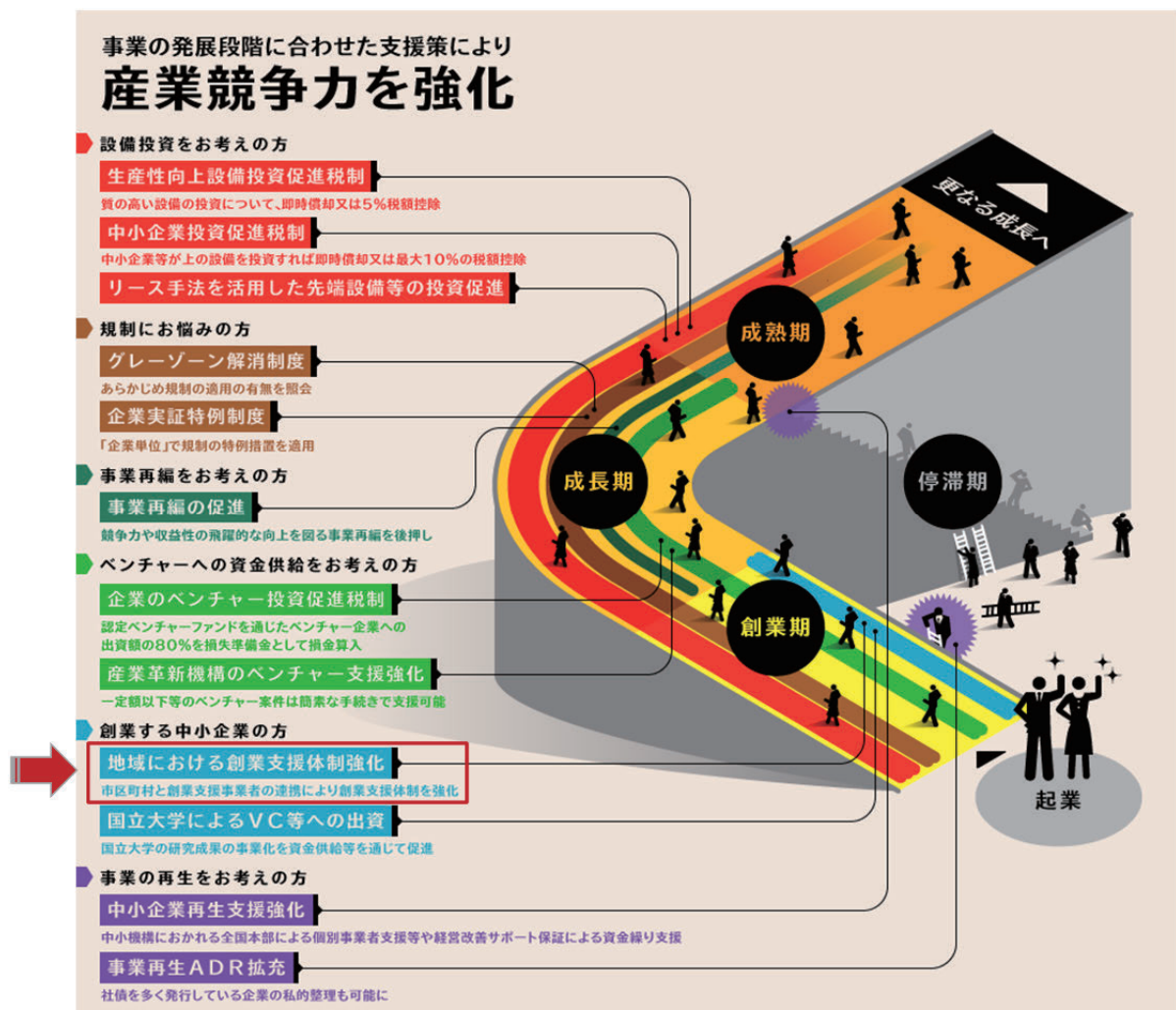
資料) 中小企業庁 (2014)「2014年中小企業白書」より作成

（２）「産業競争力強化法」に基づく創業支援

日本再興戦略のなかでも、「産業の新陳代謝」に向けた取組の一つとして位置付けられている「産業競争力強化法」（平成 26 年 1 月施行）は、国だけでなく市区町村も創業支援の実施主体として取組の一翼を担うものである【図表 20】。

同法では、市区町村は、民間の創業支援事業者（地域金融機関、NPO 法人、商工会議所・商工会等）と連携して行う創業支援策（ワンストップの相談窓口の設置、創業支援セミナーの開催、コワーキング事業等）を「創業支援事業計画」として取りまとめることとなっている。一方、国は同計画の認定を行うとともに、創業者に身近な市区町村レベルで実施される官民連携による創業支援事業を促進していくこととされている。

図表 20 「産業競争力強化法」に係る支援措置の全体像と市区町村の創業支援の位置付け



資料）経済産業省ウェブサイトの画像をもとに一部加筆。

既に、産業競争力強化法に基づき創業支援事業計画を策定した市区町村では、創業相談などの「一般向けの創業支援事業」に加え、継続的な経営・財務・人材育成・販路開拓に関する知識習得を目的とした創業塾（創業支援セミナー）や、これらの講座受講者を対象とした各種支援からなる「特定創業支援事業」が行われている。特定創業支援事業の内容としては、創業者に対する税の減免等が設けられている【図表 21】。

図表 21 「産業競争力強化法」に基づく支援メニュー（創業希望者や創業者に対する支援）

分 類	支援事業の内容
創業支援事業 （一般向け）	■ワンストップ相談窓口、マッチング支援 など
特定創業支援事業	■市区町村または創業支援事業者が行う継続的な経営・財務・人材育成・販路開拓に関する知識習得を目的とした支援 → 4 回以上の授業を行う創業塾、継続して行う個別相談支援、インキュベーション施設入居者への継続支援など、1 か月以上継続して行われる支援（ハンズオン支援）
	【特定創業支援事業の受講に関する証明書の発行を受けた者への優遇措置】 ① 登録免許税の減免 特定創業支援事業の支援を受けて創業を行う者（特定創業支援事業の受講に関する証明書の発行を受けた者）に対する、登記に係る登録免許税の減免 ② 信用保証枠の拡大 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠の拡大 （1,000 万円から 1,500 万円への拡充） ③ 信用保証枠の特例適用 創業 2 か月前から対象となる創業関連保証の特例に関する、事業開始 6 か月前からの利用適用 ④ 日本政策金融公庫の融資制度の利用要件の緩和 新規創業者等が無担保・無保証人で利用できる日本政策金融公庫の新創業融資制度における自己資金要件の緩和 （特定創業支援事業の受講に関する証明書の発行を受けた者は、創業資金総額の 10 の 1 以上の自己資金を有することという要件を満たしているとみなし申込み可能） ※このほか、産業競争力強化法に基づく認定市区町村で創業する場合（以下のいずれかの要件を満たす場合）などには、国の「創業・第二創業促進補助金」の審査において加点がなされる。 ○産業競争力強化法に基づく認定市区町村で創業する場合 ○創業予定の認定市区町村又は同市区町村の認定連携創業支援事業者の支援を受けた（受けている）場合 ○創業予定の認定市区町村で行われる特定創業支援事業を受けた場合

資料）中小企業庁資料等より作成

2. 市町村における創業支援の目的

(1) 産業競争力強化法に基づく取組の実施状況

■産業競争力強化法に基づく市区町村の創業支援の実施状況

- 平成28年1月の第7回認定現在、全国889件（1,000市区町村）が認定済
- 多摩・島しょ地域では、既に22市が認定を受けている。

中小企業庁によると、平成28年1月13日の第7回認定までに、全国889計画（1,000市区町村）の申請が認定されており、多摩・島しょ地域では既に22市の計画が国の認定を受けるなど創業支援に関する市区町村の窓口が整備されつつある。また、それとともに多摩・島しょ地域市町村では、商工会議所や金融機関等と連携し、ワンストップによる創業希望者に対する支援の動きが広がりつつある【図表22】。

図表 22 多摩・島しょ地域の創業支援事業計画における連携機関

市町村名	認定連携創業支援事業者	左記以外の連携機関
八王子市	八王子商工会議所、サイバーシルクロード八王子、 多摩信用金庫 、一般社団法人まちづくり八王子	—
立川市	立川商工会議所 、 多摩信用金庫 、日本政策金融公庫（立川支店）、社会福祉法人立川市社会福祉協議会	—
武蔵野市	武蔵野商工会議所 、日本政策金融公庫、 多摩信用金庫 、 西武信用金庫 、(株)マネジメンブレイン、（一財）武蔵野市開発公社	—
三鷹市	株式会社まちづくり三鷹、特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構	三鷹商工会 、金融機関
青梅市	青梅商工会議所 、 青梅信用金庫	—
府中市	むさし府中商工会議所 、 多摩信用金庫	むさし府中商工会議所金融理財部会
昭島市	多摩信用金庫 （創業支援センターTAMA）、 昭島市商工会 、東京都立産業技術研究センター（多摩テクノプラザ）	—
調布市	多摩信用金庫 、日本政策金融公庫、 調布市商工会	調布市産業労働振興センター
町田市	町田商工会議所 、町田新産業創造センター、金融機関（日本政策金融公庫）	—
小金井市	株式会社タウンキッチン、 多摩信用金庫 、 小金井市商工会 、日本政策金融公庫	東小金井事業創造センター、 西武信用金庫 、 農工大・多摩小金井ベンチャーポート（中小機構） 、 小金井市商工会「黄金井の里」
小平市	小平商工会 、 西武信用金庫 、 多摩信用金庫 、NPO法人Mystyle アットこだいら（ハタラボ）、 嘉悦大学	中小企業大学校東京校
日野市	多摩信用金庫 、一般社団法人Herstory	日野商工会 、市内企業
東村山市	東村山市商工会 、 多摩信用金庫 、日本政策金融公庫	中小企業大学校東京校
国分寺市	多摩信用金庫 、 国分寺市商工会	（独）中小機構中小企業大学校 BusiNest
国立市	日本政策金融公庫、 多摩信用金庫 、 国立市商工会	市内起業・創業支援団体
福生市	日本政策金融公庫、 多摩信用金庫 （創業支援センターTAMA）、 福生市商工会 、福生市金融団	中小企業基盤整備機構（BusiNest）
東大和市	—	東大和市商工会 、（独）中小機構中小企業大学校東京校
清瀬市	清瀬商工会 、 多摩信用金庫 、日本政策金融公庫	—
東久留米市	東久留米市商工会 、 多摩信用金庫 、 西武信用金庫 、日本政策金融公庫	—
武蔵村山市	武蔵村山市商工会 、 多摩信用金庫	（独）中小企業基盤整備機構中小企業大学校東京校
多摩市	多摩信用金庫	多摩大学（総合研究所）
西東京市	西東京商工会 、 多摩信用金庫	—

注釈1) 平成28年1月13日時点（第7回認定）までに国に認定された計22計画について示す。

注釈2) 青字：商工会・商工会議所、緑字：地域金融機関、橙字：大学・大学関連

資料) 中小企業庁資料（市区町村別の創業支援事業計画の概要）、経済産業省関東経済産業局資料より作成

（２）創業支援に関する取組と政策目的

①多摩・島しょ地域市町村の創業支援に関する政策目的

■創業支援の両輪として「産業政策」・「社会政策」の両面から創業支援を行うことが重要

◆「産業政策」としての創業支援

○現在、創業支援を実施している多摩・島しょ地域市町村の８割強が「地域の産業振興」を目的としている。雇用増大や税収増を政策目的に掲げるところも多い。

○産業政策として創業支援に取り組む市町村では、商工会等の紹介や経済的な優遇措置、起業・経営に関するセミナー開催を実施する傾向がみられる。

◆「社会政策」としての創業支援

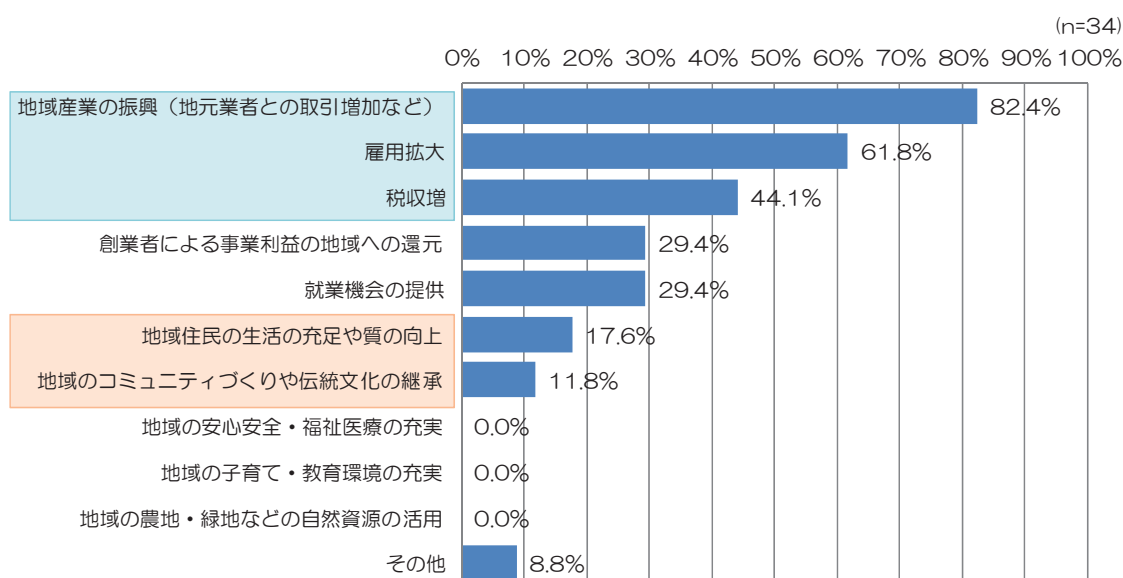
○現在、創業支援を実施している多摩・島しょ地域市町村では、地域の活性化や暮らしやすさの向上などを目的とするところは１～２割に留まる。

○「社会政策」として創業支援に取り組むところは少ないが、定住促進やシティセールスを目的に創業支援を行う事例がみられる。

現在、創業支援の取組を行っている多摩・島しょ地域市町村では、「地域産業の振興」（82.4%）を政策目的とする市町村が８割強を占めている。次いで、「雇用拡大」（61.8%）、「税収増」（44.1%）を掲げるところが多くみられる【図表 23】。

これに対し、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスにみられるような「地域住民の生活の充足や質の向上」（17.6%）、「地域のコミュニティづくりや伝統文化の継承」（11.8%）を政策目的に掲げる市町村は全体の１～２割に留まる。

図表 23 市町村が創業支援に取り組む政策目的〔MA〕 【市町村アンケート】



注釈）多摩・島しょ地域 39 市町村の回答のうち、無回答市町村を除く集計結果を示す。

資料）「多摩・島しょ地域市町村を対象とした創業支援に関するアンケート調査」より作成

②「産業政策」としての創業支援

前述のように、現在、創業支援の取組を行っている多摩・島しょ地域市町村の多くが、政策目的として「地域産業の振興」、「雇用拡大」、「税収増」を掲げている。

なお、多摩・島しょ地域市町村では、現在実施中の創業支援策として、「商工会・商工会議所の紹介」や「経済的な優遇措置」、「起業・経営に関するセミナー等の開催」を挙げるところが多いなか、こうしたそれぞれの政策目的の下で展開される取組の特色についてみると、概ね一様に商工会議所等の紹介や経済的な優遇措置、セミナー等の開催が主たるものとして実施されている【図表 24】。この点から、産業政策目的としての創業支援の取組と創業支援一般との間には大きな差異はみられず、また「地域の産業振興」、「雇用拡大」、「税収増」のいずれの政策目的においても、「商工会・商工会議所の紹介」が主たる創業支援の取組とされていることがわかる。

図表 24 市町村の創業支援の政策目的 × 実施中の取組 【市町村アンケート】

政策目的	実施中の取組	現在実施中の市町村が多い上位の取組		
		【1位】最も多くの市町村が挙げた現在実施中の取組	【2位】2番目に多くの市町村が挙げた現在実施中の取組	【3位】3番目に多くの市町村が挙げた現在実施中の取組
「地域産業の振興」	■商工会・商工会議所の紹介	■商工会・商工会議所の紹介	■低金利融資制度、税制 その他経済的な優遇措置	■他の公的機関の紹介 ■起業・経営に関する講座やセミナー
「雇用拡大」	■商工会・商工会議所の紹介	■商工会・商工会議所の紹介	■起業・経営に関する講座やセミナー	■低金利融資制度、税制 その他経済的な優遇措置
「税収増」	■商工会・商工会議所の紹介 ■低金利融資制度、税制 その他経済的な優遇措置	■商工会・商工会議所の紹介	■他の公的機関の紹介	■起業・経営に関する講座やセミナー
全体 (回答した全市町村の創業支援の上位取組)		■商工会・商工会議所の紹介	■低金利融資制度、税制 その他経済的な優遇措置	■起業・経営に関する講座やセミナー

資料)「多摩・島しょ地域市町村を対象とした創業支援に関するアンケート調査」より作成

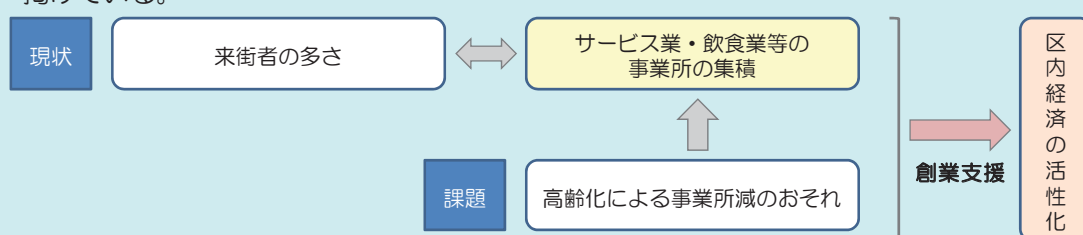
また、特に産業政策として創業支援に取り組む場合は、創業希望者が創業に至るまでの支援、創業者の経営が軌道に乗るための支援などが求められる。その一方で、域内で創業した事業者が、その後域外に流出してしまった場合には、期待された雇用増・税収増など成果を得ることはできない。このことから、地域産業の持続的な発展と産業活力の維持のためには、【事例紹介①・②】で示すように、中長期的な観点から創業支援に取り組むことや、一定期間の域内における継続立地を条件とする支援を検討することが必要である。

事例紹介①

【目的：地域産業の振興】

「まちの賑わい」を目的とした創業支援 —東京都豊島区—

- ◆【現状】 区内に池袋エリアがあることから、豊島区を訪れる来街者は多く、区外から訪れた人に対する産業（サービス業、飲食業、宿泊業）も多く立地している。
- ◆【課題】 一方、経営者の高齢化に伴い、今後、事業所数も減少していくおそれがある。また、トレンド等の変化が速く休廃業も多い地域である。このことから既存事業者の継続支援に加え、将来に向けて創業支援を通じて新規事業者の増加を図っていく必要がある。
- ◆【政策目的】 豊島区ではこうした産業の活力を維持・発展させることにより、地域を訪れる人がより一層増加し、区内における消費や雇用が拡大していくこと、そして「人がつどい人がつながる 産業文化都市 としま」を構築することを創業支援に取り組む政策目的に掲げている。



事例紹介②

【目的：税収増、創業主体の市内定着】

「税収増と市内定着」を目的とした創業支援 —東京都小金井市—

- ◆【現状・課題】 小金井市は中央線沿線の住宅地として人気が高いものの、企業の受け皿となるオフィスは少なく、企業の立地集積が必ずしも多いわけではない。また、市域の大半が住宅地であり、工業系の用途として利用可能な用地はほとんどないため、産業振興策を実施する際も、他自治体のように工場等を誘致することは困難である。
- ◆【政策目的】 こうした地域特性を踏まえ、市では東京都・東京農工大学と連携し、(独)中小企業基盤整備機構のインキュベーション施設（農工大・多摩小金井ベンチャーポート）を誘致・整備した。大学の研究シーズに基づく研究開発型ベンチャーの創業を支援することで将来的な「税収確保」を図るとともに、経営が軌道に乗った後も、「域内定着」を前提（施設の退去、または補助金の交付が終了した翌年度から3年以上の市内立地を規定）とした創業支援（入居者賃料補助）を行っている。

農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金交付要綱（一部抜粋）

■補助金の交付対象者

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付の申請時において、施設に入居している個人又は法人のうち、施設を退去した日の翌日又は入居後5年が経過して補助金の交付が終了した日の属する市の会計年度の翌年度の初めから起算して引き続き市内に3年以上事務所、事業所又は生産拠点（以下「事務所等」という。）を有して事業を行おうとするもので、次の各号のいずれかの要件に該当し、かつ、市税を完納しているものとする。

- (1) 現に事業を行っている者又は施設入居期間中に事業化に係る法人を設立する計画のある者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

■補助金の交付対象経費

第3条 補助の対象となる経費は、入居者が支払った居室の賃料とする。ただし、敷金、消費税、光熱水費及びこれに類する経費を除く。

■補助金の交付対象期間

第4条 補助金の交付対象期間は、入居開始の日から起算して5年を限度とする。

■補助金の交付額等

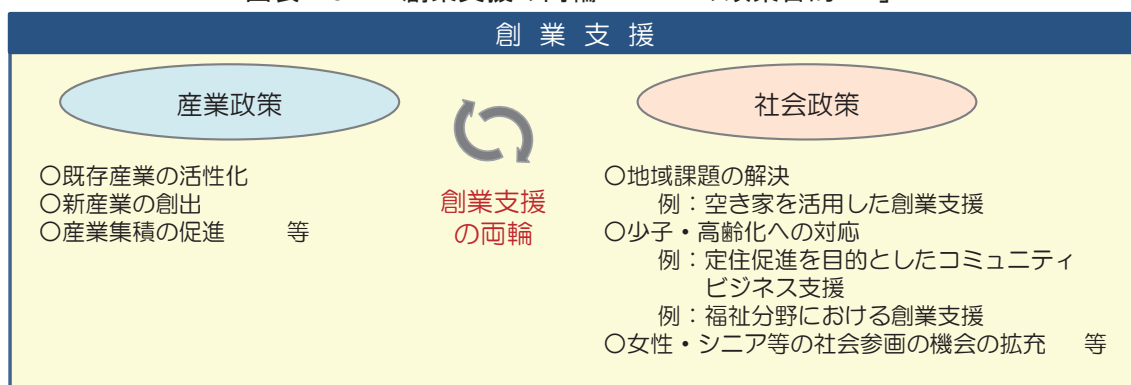
第5条 補助金の額は、前条に規定する交付対象期間において、入居した居室の床面積の合計に月額1平方メートル当たり1,500円を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付対象者に対して交付する。

③「社会政策」としての創業支援と「創業支援の両輪」

多摩・島しょ地域市町村の8割強が創業支援の目的に「地域産業の振興」を掲げている【P31 図表 23】。しかし、各市町村の創業支援の取組をみると、雇用創出や税収増などの産業面への貢献を政策目的とするものだけでなく、広く「地域の賑わい」を目的とし、女性・シニア層向けに働きやすい環境を整えることで「定住促進」や「シティセールス」を図るところもみられる。また、地域に必要な社会サービスやその担い手を確保・育成するための政策手段として、創業支援を位置付けるところもある。

このように創業支援は「産業政策」の一環として行われることが多いものの、地域の特性に応じて地域課題の解決など「社会政策」の意味合いを持たせて取り組む市町村も少なくない。このことから、市町村レベルの創業支援の政策目的には「産業政策」と「社会政策」の二つの面があり、創業支援の両輪として、市町村の実情に応じた政策的意図をもって創業支援に取り組むことが重要と考えられる【図表 25】。

図表 25 「創業支援の両輪 ～2つの政策目的～」



取組のヒント

【創業支援に取り組む現場担当者の声①】

～創業支援を通じて、地域に必要なサービスの担い手を育成することができる～

- ◆買い物弱者の問題など、地域には様々な課題がある。また、少子高齢化が進行し人口が減少していくことで、こうした地域課題はより顕著になっていく。ただし、行政が全ての地域課題の解決を担うことは難しい。
- ◆このような状況のなかで、例えば、創業支援を通じてコミュニティビジネスの活性化を図ることにより、地域に新たなサービスを創出することもできる。また、創業支援を通じて、行政サービスの代替となる新たなサービスの担い手の育成を行うこともできる。
- ◆「地域に“〇〇な人”が欲しいと思ったら、創業支援を通じて人を育てながら、その時々に必要な新たな支援策を設ければ良い」と考えることもできる。創業支援という政策手段は、中長期的に既存の行政サービスや行政施策のあり方に良い変化をもたらしていく可能性を秘めている。

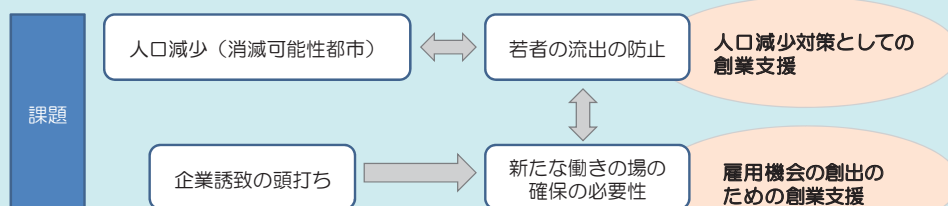
【創業支援に取り組む現場担当者A】

事例紹介③

【目的：人口減少対策、雇用創出】

「人口減少対策」、「働き場の確保」を目的とした創業支援 —埼玉県秩父市—

- ◆【政策目的】 埼玉県秩父市（秩父地域1市4町の広域連携による創業支援）では、「人口減少対策」と「働き場の確保（雇用創出）」を目的に創業支援の取組を行っている。また、創業者の事業活動が拡大していくことにより、中長期的な税収増につながっていくことも期待されている。
- ◆【現状・課題】 こうした取組の背景としては、秩父地域1市4町が日本創成会議により「消滅可能性都市」の一つとされたことが挙げられる。近年、企業誘致も頭打ちのなかで域内に新たな働き場の確保するとともに、人口減少のスピードを緩やかなものとし、若者が地域に残る雰囲気醸成するため、秩父地域では創業支援に取り組んでいる。



事例紹介④

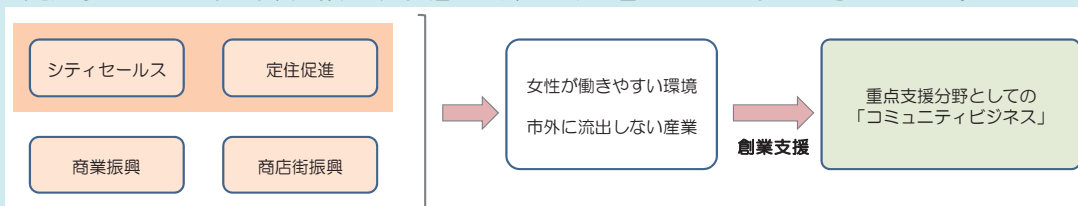
【目的：定住促進、創業主体の市内定着】

「シティセールス」という観点に基づく創業支援 —東京都福生市—

- ◆【政策目的】 福生市では「商業振興」を創業支援の政策目的としているが、これに加え「定住促進」を取組の目的に掲げている。また、創業した事業者が商店街の新たな担い手となることによる「にぎわいの創出」が期待されている。
- ◆【背景】 福生市では、定住化のためには女性が働きやすい環境が必要であると考えていた。また、コミュニティビジネスをテーマとしたセミナーを開催したところ、女性の参加者が多かった。このことから、女性が活躍する地域密着型のコミュニティビジネスを支援することは、「定住化」につながるのではないかと考え取組を開始した。
- ◆【取組】 こうした背景を踏まえ、創業支援に関する事業を「シティセールス推進課」が所管する福生市では、職住近接や暮らしやすい環境整備を通じたシティセールスという観点から、地域課題を解決するコミュニティビジネスを重点支援対象とし、「定住促進」を創業支援の大きな目的に据えている。

（参考：「福生市コミュニティビジネス支援事業補助金交付要綱」P55）

- ◆【取組】 「定住促進」という観点から、福生市では子育て・教育分野のサービス、介護事業所、託児所や寺子屋といったコミュニティスペースの運営サービスなどが地域内で充実することが、創業支援に取り組む政策目的に合うものであると考えている。

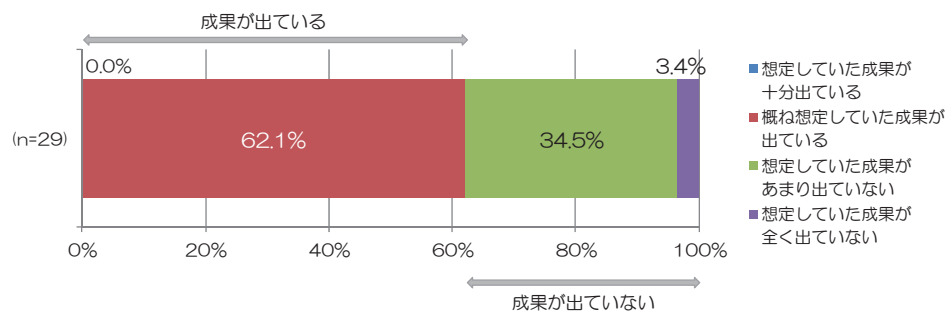


3. 創業支援の成果

- 多摩・島しょ地域市町村の約6割が「概ね想定していた成果が出ている」と認識
- 創業支援事業計画を策定済 ⇒ 実際の創業件数として成果が顕在化
- 創業支援事業計画を策定するなど支援への積極性や継続性が成果につながっている。

現在、創業支援の取組を行っている多摩・島しょ地域市町村の約6割が「概ね想定した成果が出ている」（62.1%）としている。これに対して、「想定していた成果があまり出ていない」（34.5%）と「想定していた成果が全く出ていない」（3.4%）とするところが合わせて4割程度を占めている【図表 26】。

図表 26 市町村における創業支援の取組の成果に関する現状認識【SA】【市町村アンケート】

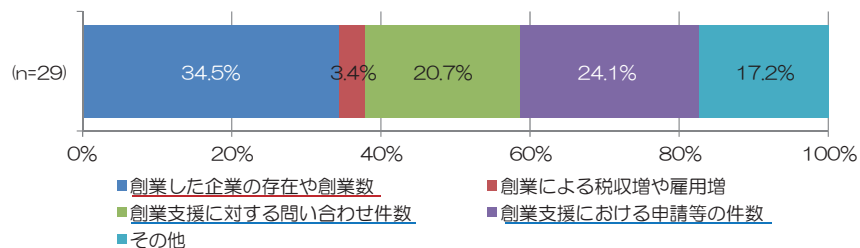


注釈) 多摩・島しょ地域 39 市町村の回答のうち、無回答の市町村を除く集計結果を示す。
資料) 「多摩・島しょ地域市町村を対象とした創業支援に関するアンケート調査」より作成

また、市町村の創業支援担当者が「成果の有無」を判断する際は、その対象として最終的な創業支援のアウトカム（事業の成果に関する指標）である「創業した企業の存在や創業数」（34.5%）を挙げるところが3割強と最も多い。次いで、創業支援のアウトプット（事業の実施状況に関する指標）である「創業支援における申請等の件数」（24.1%）、「創業支援に関する問い合わせ件数」（20.7%）を挙げるところが、それぞれ2割強みられる。このほか「その他」（17.2%）として、セミナーや創業塾の参加人数を挙げるところがみられる【図表 27】。

なお、一般に産業振興策として実施される創業支援は、経済・産業に対する成果を可能な限り定量的に捕捉し、市民・議会などに説明することが求められる。ただし、支援後の追跡調査や定量的な成果検証が難しい場合には、創業の成功事例や成功のストーリーを交えて説明を行い、市民・議会などの理解を得ていくことも有効と考えられる。

図表 27 創業支援の取組成果の判断基準【SA】【市町村アンケート】



注釈) 多摩・島しょ地域 39 市町村の回答のうち、無回答の市町村を除く集計結果を示す。
資料) 「多摩・島しょ地域市町村を対象とした創業支援に関するアンケート調査」より作成

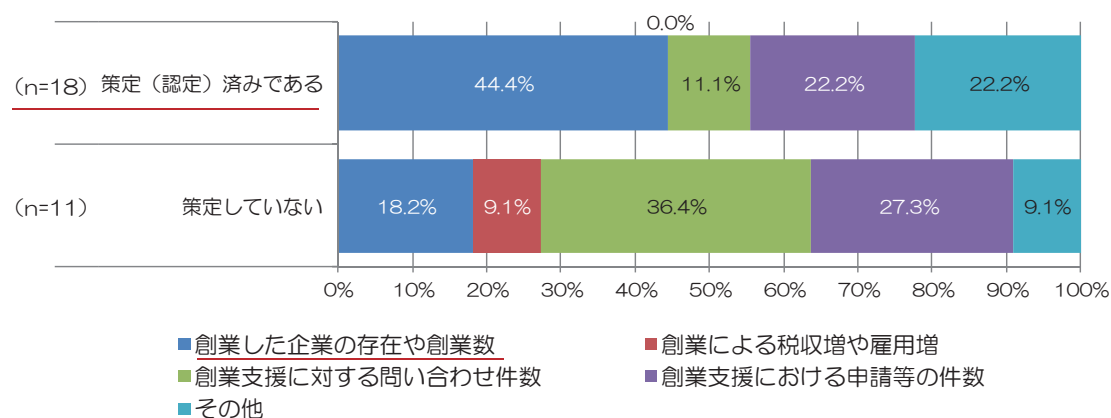
前述の取組成果の判断基準の現状について、多摩・島しょ地域で既に産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定済の先行市町村（第5回までに認定を受けた18市）と、それ以外の11市町村とに分けて詳細を比較すると、計画を策定済の約半数が「創業した企業の存在や創業数」（44.4%）を判断基準とするなど、より難易度の高い事項を基準としている傾向がある【図表28（上表）】。さらに、この厳しい基準にもかかわらず、計画策定済の方が「概ね想定していた成果が出ている」（72.2%）とする割合が高い【図表28（下表）】。

このことから、創業支援事業計画の下での積極的・継続的かつ着実な支援の取組が、アウトカム（創業実績）に結びついているものと考えられる。

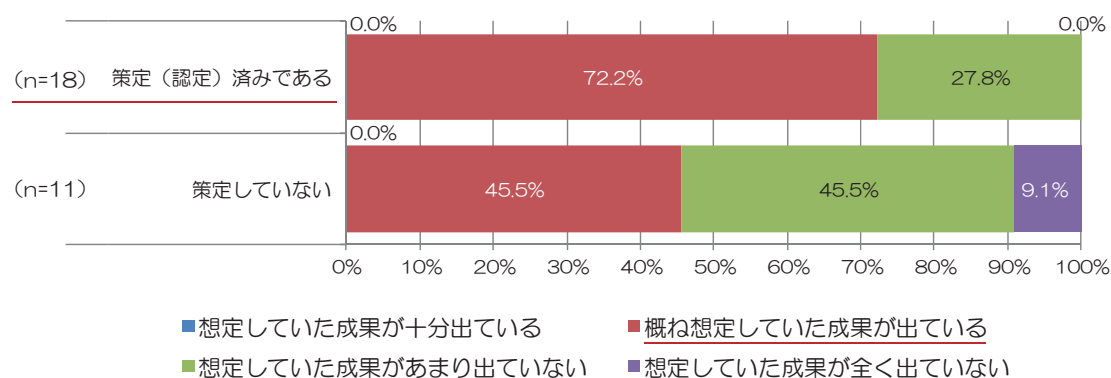
図表 28 創業支援事業計画の策定状況×成果の判断基準・成果の現状認識【SA】

【市町村アンケート】

【創業支援事業計画の策定状況×成果の判断基準】



【創業支援事業計画の策定状況×成果の現状認識】



注釈）多摩・島しょ地域39市町村の回答のうち、無回答の市町村を除く集計結果を示す。
資料）「多摩・島しょ地域市町村を対象とした創業支援に関するアンケート調査」より作成

【創業支援に取り組む現場担当者の声②】

～継続的な支援や状況確認、成果検証のための追跡調査の難しさ～

- ◆創業支援の窓口を訪れた相談者や創業者に対するフォローアップは課題である。過去の窓口相談者や創業者に連絡をとることもあるが、全ての人の動向を追跡することはできていない。また、過去のセミナー受講者には、定期的な情報提供や情報交換を行うことに対し同意を得てはいるが、実際にそうした取組が十分にできているわけではない。

【創業支援に取り組む現場担当者B】

- ◆創業支援の成果検証のため、自市では創業支援に関する「問い合わせ件数」や「支援件数」などに加え、相談窓口を訪れた人の追跡調査（窓口で把握している管理情報をもとに電話での現況確認等を実施）を行い、その後の創業件数の把握に努めている。しかし、全ての窓口相談者を追跡調査することはできないため、時間の許す範囲で行っている。

【創業支援に取り組む現場担当者C】